

《小山市水道事業からのお知らせ》

水道管の漏水等の 連絡先が変わります。

令和5年4月1日より
漏水等の連絡先が
変更になります。



漏水修繕業務受託者 小山市管工事業協同組合

新電話番号 0285-37-7367

「24時間 365日受付」

電話のお掛け間違いの無いようご注意ください

*お客様の「お名前」「ご住所」「電話番号」
「漏水等の状況」をお聞かせください。
また、借家にお住まいの方が漏水等に気付いた場
合は、大家さんや管理人さんに連絡してください。

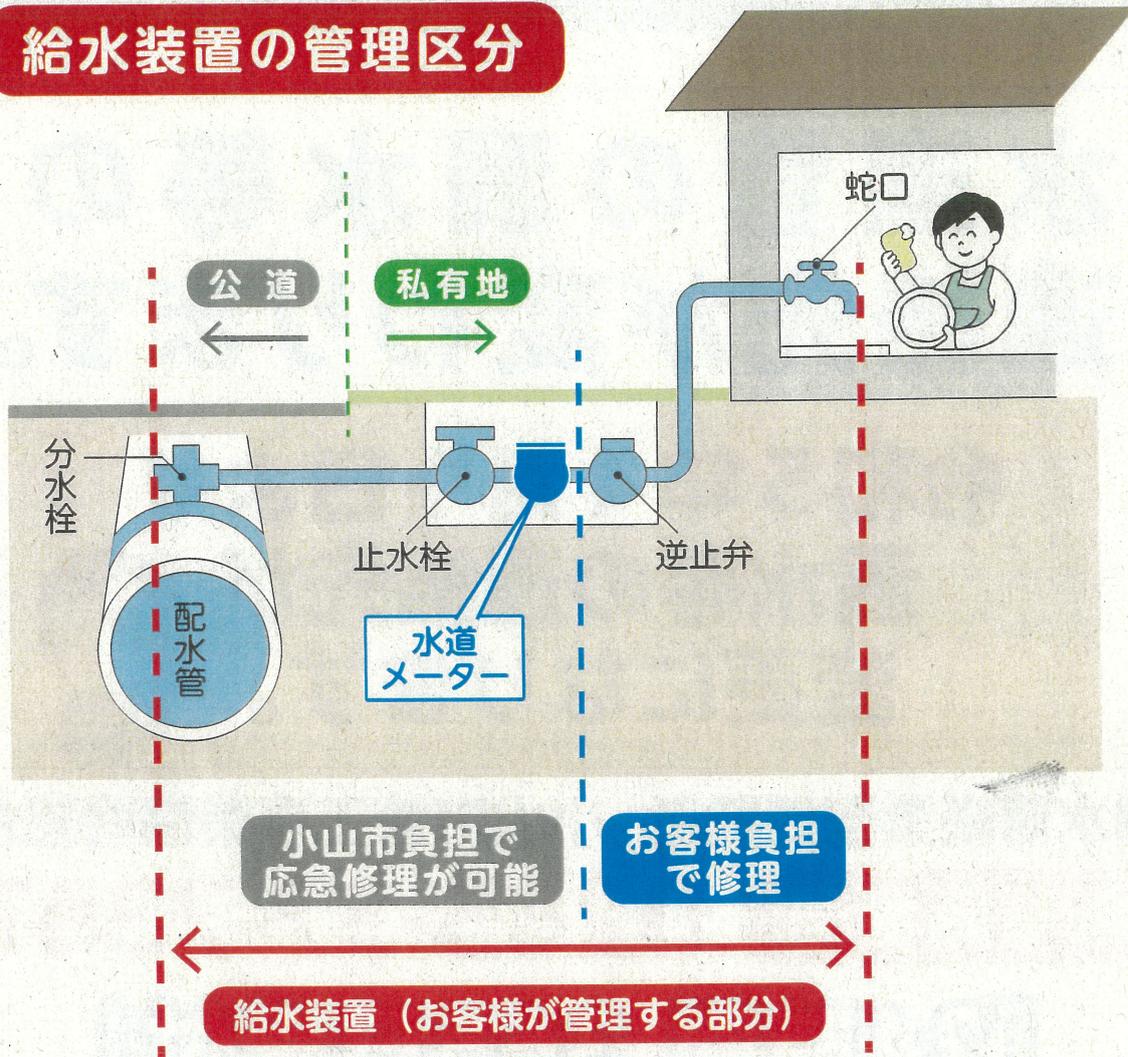
例

- ◆道路で水が噴き出している。
- ◆水道水の勢いが極端に悪くなった。
- ◆庭先が水たまりになっている。
- ◆水道のメーターBOXの中から水が溢れている 等



*裏面もご覧ください。

給水装置の管理区分



【※配水管から水道メーターの間で漏水や故障した場合は、小山市の費用で
応急的な修理が可能です。小山市管工事業協同組合にご連絡ください。】

水道メーターから先の漏水修繕

蛇口を閉めていても水道メーターが回ります



配水管から分かれた**給水装置**は、お客様の負担で
設置されたものですので、**お客様の所有物 (財産)**
となります。

漏水や故障の際には、**所有者又は使用者の費用で
修繕**することになります。お知り合いの小山市指定
給水装置工事業業者がない場合は、小山市管工事

業協同組合へご連絡ください。

家庭内の漏水は、水道料金にも影響いたします。市民の皆様のご協
力をお願いします。